

# 飲み水には水道水をお勧めします

都市化の進んだ本市では、井戸水も周囲の環境の変化を受け、昔ほど清浄な水質ではなくなりつつあり、場合によっては汚染されることもあります。

井戸水を常に水道水質基準（51項目）※に適合させるためには、**塩素消毒や高度な水処理、そしてそのための維持管理が必要**となり、水質の改善が困難な場合もあります。

そのため、井戸水はトイレ洗浄水や庭の散水などにお使いになり、飲み水等には水道の水をご利用くださいますようお願いします。

井戸水等の衛生に関しては、お住まいの区の福祉保健センター生活衛生課へご相談ください。

なお、上水道への切り替え等についてのご相談は、横浜市水道局お客さまサービスセンター（電話：045-847-6262）へお問い合わせください。

【参考】※水道水質基準（令和3年8月1日現在）

No.	項目	基準	No.	項目	基準
1	一般細菌	100個/mL以下	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
2	大腸菌	検出されないこと	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	30	ブロモホルム	0.09mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	38	塩化物イオン	200mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	40	蒸発残留物	500mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	45	フェノール類	0.005mg/L以下
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
21	塩素酸	0.6mg/L以下	47	pH値	5.8以上8.6以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	48	味	異常でないこと
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	49	臭気	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	50	色度	5度以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	51	濁度	2度以下
26	臭素酸	0.01mg/L以下			

## ●井戸水等の衛生に関するお問い合わせ先

福祉保健センター	電話番号	福祉保健センター	電話番号	福祉保健センター	電話番号
鶴見区	045-510-1845	保土ヶ谷区	045-334-6363	青葉区	045-978-2465
神奈川区	045-411-7143	旭区	045-954-6168	都筑区	045-948-2358
西区	045-320-8445	磯子区	045-750-2452	戸塚区	045-866-8476
中区	045-224-8339	金沢区	045-788-7873	栄区	045-894-6967
南区	045-341-1192	港北区	045-540-2373	泉区	045-800-2452
港南区	045-847-8445	緑区	045-930-2368	瀬谷区	045-367-5752

～井戸水を原因とした事故事例～

年月	場所	概要
平成 8 年		<p><b>井戸水を原因とした乳児メトヘモグロビン血症</b></p> <p>【被害】 新生児に、自宅で井戸水を煮沸して粉ミルクを溶かして飲ませ、高度のメトヘモグロビン血症（ブルーベビー症）になった。</p> <p>【原因】 調乳に用いた井戸水に硝酸態窒素が高濃度に含まれていたことが原因。</p>
平成 10 年 5 月	長崎県長崎市	<p><b>長崎県長崎市の大学における赤痢の集団感染</b></p> <p>【感染原因】 大学敷地内の飲用井戸を水源とする給水施設（給水能力 160m<sup>3</sup>/日、居住者が 100 人以下のため水道法の規制対象外）により給水された水道水</p> <p>【原因】 水源の井戸が赤痢菌に汚染され、施設の管理の不備により、塩素消毒されないまま給水されたためと考えられる。</p>
平成 15 年 3 月	茨城県神栖町	<p><b>井戸水から基準値の 450 倍の高濃度のヒ素が検出された水質汚染事故</b></p> <p>【被害】 神州町木崎地区において井戸水を使用していた住民の健康被害（手足のしびれ・ふるえ等）</p> <p>【原因】 井戸水から毒ガス化学物質の分解生成物とされる「ジフェニルアルシン酸」が検出された。この物質は自然界には存在せず、旧日本軍が製造した嘔吐剤（くしゃみ剤）であるジフェニルシアノアルシン又はジフェニルクロロアルシンの分解生成物と見られるため、井戸水に、旧日本軍の毒ガス成分が混入したことが推定される。</p>
平成 15 年 3 月	新潟県	<p><b>井戸水を原因とするノロウイルスによる集団食中毒</b></p> <p>【被害】 ノロウイルスによる集団食中毒が発生。</p> <p>【原因】 飲料水として井戸水を使用しており、井戸水はジュースディスペンサーと製氷器に直結され、チューハイやジュースに供給されていた。井戸は、浄化槽と直線で約 12m 離れていたが、そこから汚染された可能性がある。また塩素滅菌器のタンクが空になっていた。</p>
平成 18 年 9 月	宮城県	<p><b>井戸水を原因食品とする乳児ボツリヌス症</b></p> <p>【被害】 1 歳未満の男児が、井戸水が原因とみられる乳児ボツリヌス症を発症。</p> <p>【原因】 患者宅の井戸には亀裂があり、井戸水からボツリヌス菌、水道法に基づく水質基準を超えた大腸菌も検出された。ボツリヌス菌は土壌から入り込んだ可能性がある。</p>
平成 29 年 6 月	山梨県	<p><b>井戸水を原因とするカンピロバクターによる集団食中毒</b></p> <p>【被害】 18 名が下痢、発熱、腹痛を発症し、うち 10 名からカンピロバクター・ジェジュニを検出。</p> <p>【原因】 飲用井戸での塩素消毒の不徹底が原因とされた。</p>

令和 3 年 8 月改訂 作成者：横浜市健康福祉局生活衛生課（横浜市中区本町 6-50-10） 電話番号：045-671-2456 FAX：045-641-6074

E-mail：kf-seikatsueisei@city.yokohama.jp

関連 HP：https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/jusuisou.html

※個別のお問合せは表面「井戸水等の衛生に関するお問い合わせ先」に記載の連絡先をお願いします。

